

講義・演習概要（シラバス）

第 1 部課程第 1 2 2 期（平成 26 年 4 月 8 日～平成 26 年 9 月 5 日）

課 目 名	政策法務
時 限 数	10 時限
担当講師	上智大学法科大学院教授 北村 喜宣 ＜プロフィール＞ 昭和 58 年 3 月 神戸大学法学部卒業 昭和 61 年 3 月 神戸大学大学院法学研究科博士課程前期課程修了 平成元年 3 月 同後期課程中退 平成元年 4 月 横浜国立大学経済学部講師 平成 2 年 4 月 同助教授 平成 13 年 4 月 上智大学法学部教授 平成 24 年 4 月 同法科大学院教授
ね ら い	分権改革がもたらした法環境の変化を踏まえて、自治体は、地域特性を反映した法運用をすることが求められている。中央政府職員も自治体職員も、法律に明文規定がなければ条例はできないと考えているようにみえる問題点を確認し、法定事務に対して条例を制定する解釈論およびその実例を紹介する。
講義概要	各回それぞれ 2 時限とし、以下のような内容で講義を行う。 ■第 1 回 分権改革後の法環境 ■第 2 回 自治体政策法務とは何か？ ■第 3 回 条例による地域課題の実現（1） ■第 4 回 条例による地域課題の実現（2） ■第 5 回 最近の分権改革の動きと今後の自治体対応
受講上の注意	● レジюмеで取り上げる自治体の制度については、該当自治体の受講生に対して、発表のご協力をお願いする。 ● 自治体職員として必要な法的知識を確認するため、頻繁に指名して発言を求める。
使用教材	● 講義レジюме ● 北村喜宣ほか(編)『自治体政策法務』（有斐閣、2011 年） ● 北村喜宣『自治力の爽風』（慈学社出版、2012 年）
効果測定	● とくには実施しない。
そ の 他 (他の課目との関連)	● 憲法と行政法と密接に関係するので、両授業にも真剣に取り組んでもらいたい。とりわけ行政法の知識は、重要であるため、たえず確認する。受講にあたっては、憲法と行政法のテキスト等も携帯されたい。